

騒音規制法関係

【規制の地域】

区 域	騒音規制地域の区域の区分	特定建設作業 騒音地域区分
第2種区域 (青色)	住居の用に供されているため、静隠の保持を必要とする区域	第1号区域
第3種区域 (黄色)	住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	
第4種区域 (赤色)	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	第2号区域

【騒音規制法に基づく特定工場(工場・事業場)に係る騒音の規制基準】 単位:デシベル(dB)

区域の区分 時間の区分	第2種 区 域	第3種 区 域	第4種 区 域	時 間 の 区 分
昼間	60	65	70	午前8時～午後7時
朝・夕	50	60	65	朝:午前6時～午後 8時 夕:午後7時～午後10時
夜間	45	50	55	午後10時～翌日の午前6時